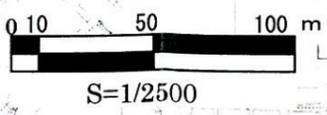


地区 整備 計画	建築物の 用途の制限	準工業地域	区域内においては以下の建築物を建築してはならない。 1. 住宅（他の用途を併存又は併設するものを含む。）、共同住宅、下宿、寄宿舎（但し立地施設に付属する寄宿舎は除く。） 2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第6号に規定する営業を営む施設。 3. 建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び第3号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、加材ボックスその他これらに類するもの。 4. 建築基準法別表第二（ち）項第2号に掲げるキャバレー、料理店その他これらに類するもの。 5. 建築基準法別表第二（へ）項第3号に掲げる劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの。 6. 建築基準法別表第二（に）項第6号に掲げる政令で定める規模の畜舎。

現況市街化区域	
地区計画区域	



ひだまりの丘公園